

令和3年度 小野市人権教育研究協議会活動方針

我が国は今、経済格差の拡大、雇用形態の多様化、弱者が犠牲になる事件の増加など、さまざまな社会問題が起こっています。また、コロナ禍における誹謗中傷やインターネットを悪用した人権侵害、DV、虐待、経済的な貧困が子どもに及ぼす影響も避けて通れない問題になってきています。さらに、外国人労働者の急増などグローバル化に伴う新たな人権課題や超高齢化社会とひきこもり、いわゆる8050問題も喫緊の課題となっています。今後、多様化・複雑化している人権課題に対して、われわれ一人ひとりの人権意識をいっそう磨き、定着させ、「絆づくり」の大切さを今一度認識することが必要です。

小野市人権教育研究協議会は発足以来、小野市の同和教育・人権教育の推進の中核となり、部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消をめざし、長年にわたり継続した取組を進めてきました。学校・園(所)では、人権を基盤にした学校づくりを進め、子ども一人ひとりを大切にし、支え合う集団づくりや「生きる力」の育成に取り組んでおり、成果をあげています。地域では、住民どうしのふれあいや相互理解を進める人権学習や啓発活動によって、小野市民全体の人権への関心が高まり、人権意識も向上してきています。

そこで、本年度も「小野市いじめ等防止条例」の理念を実現するため、いじめ等の身近な人権課題に焦点を当てながら、市民参画の取組と連携して事業を進めます。また、これまでに積み上げてきた同和教育・人権教育の成果を引継ぎながら、地域の特性や課題をもとにした住民の自主的・主体的な人権啓発に取り組みます。そして、誰もが「住むなら！やっぱりおの」を実感できるように、いきいきと暮らせる「ハートフルシティおの」の創造と人権文化あふれるまちづくり、学校・園(所)づくりを推進していきます。

1 地域で自主的・主体的に進める人権啓発

- (1) 地域で自主的に人権啓発に取り組み、学習会やふれあいの場を通して、住民の人権尊重の精神を育てるとともに、心豊かなまちづくりを推進します。
- (2) 地域住民の交流の輪を広げ、地域におけるいじめ等さまざまな人権課題を住民が力を合わせて解決を図ります。
- (3) 女性、子ども、高齢者、障がい者や外国人にかかわる人権問題、8050問題(超高齢化社会とひきこもり)、さらには性的マイノリティ(少数者)の問題やインターネットを悪用した人権侵害及び虐待・DV・ストーカー行為など、身のまわりの問題に気づき、あらゆる人権課題について、主体的に学び、解決をめざす学習や啓発を行います。
- (4) 男女共同参画社会の実現をめざし、互いがパートナーとして尊重し、意思決定の場に男女が参加・参画する環境づくりや風土づくりをさらに進めます。

2 学校・園(所)における人権教育

- (1) 子どもの発達段階に応じたさまざまな体験活動や交流学习等の取組を進め、いじめや差別を許さない心を育て、行動につなげます。
- (2) さまざまな悩みを抱えた子どもの思いや願いを受け止め、共に考え共に支え合う仲間づくりを進めます。また、教師自らの人権意識を高め、学校・家庭・地域との連携を図ります。
- (3) 「確かな学力」の定着を図り、「生きる力」をはぐくむ指導・支援を通して、子どもたちの自尊感情を高め、共生の心を育てます。